

プライバシーマーク申請手続きガイドブック (2011.03 版) 正誤表

□項目追加

区分	位置	内容
本体	3 ページ、 上から 18 行目	●「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号) 第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む事業者またはこれらに類似する営業を営む事業者でないこと。
本体	3 ページ、 上から 24 行目	③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の規定に基づき指定暴力団又は暴力団連合に指定された暴力団の構成員である者

2013 年 10 月 17 日作成

□正誤表

区分	位置	誤	正
本体	3 ページ、 下から 3 行目	一回の認定によるプライバシーマーク付与の有効期間は、2 年間です。	プライバシーマーク付与の有効期間は、2 年間です。
本体	5 ページ、 上から 8 行目	現地審査後ならびに認定後、…を請求します。	現地審査後ならびに付与適格決定後、…を請求します。
本体	6 ページ、 上から 10 行目	1. プライバシーマーク付与事業者 (PMACS 認定)	1. プライバシーマーク付与事業者 (PMACS 付与適格決定)
本体	11 ページ、 上から 10 行目	⑥個人情報保護に係わる相談窓口担当者	削除
本体	全体	プライバシーマーク使用料	プライバシーマーク付与登録料

2011 年 4 月 27 日作成

□組織名称変更 (2011 年 4 月 1 日付)

区分	位置	旧法人名	新法人名
本体	ガイドブック全体	財団法人日本情報処理開発協会 (略称: JIPDEC)	一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (略称: JIPDEC *1)

*1 Japan Institute for Promotion of Digital Economy and Community

2011 年 4 月 7 日作成